

生徒心得

われわれは先生の適正な指導と自主的・積極的な活動とを通して知識を磨き、人格の完成につとめ、お互いの信頼と協力によって立派な秩序と健全な校風樹立に努力しなければならない。また学校内外のいずれにあっても北松農高生としての誇りを持ち、勉学に精励し自己の生活を充実向上させていこう。

学習について

- 1 授業の始めと終わりには元気に挨拶をする。
- 2 学級委員は教科連絡係と連携し担当の先生との連絡をとる。
- 3 学習時は静粛を保つ。
- 4 考査時の心得は次のとおりである。
 - (1) 名票番号順に着席する。
 - (2) 考査中は用具の貸借をしない。
 - (3) 不正行為を行った生徒についてはただちに受験停止のうえ当該定期考査当該科目の成績を0点とする。
 - (4) 不正行為の事実が考査終了後に判明した生徒についても(3)に同じ。
 - (5) 故意に受験放棄又は拒否したとき、あるいは不正行為をしたときの生徒指導上の処置は別に定めるところによる。

服装について

I 男子

1 上着

- (1) 学校指定のものをきちんと着用し、加工は禁止する。
- (2) 校章は自分から見て右襟に、同様に学年章は左襟に付ける。

2 ズボン

- (1) 学校指定のものをきちんと着用し、加工は禁止する。
- (2) ベルトはきちんと着用し、色は黒・茶のものとする。

3 靴下

黒・紺・グレーで無地のものとする。長さはくるぶしより上とする。

4 靴

学校指定の形のものをきちんと着用する。

5 その他

- (1) 靴は学校指定のものとし、いっさい手を加えない。
- (2) 上着の下は白のカッターシャツが望ましい。冬季のセーター類は上着からはみださないようにする。

II 女子

1 上着

- (1) 学校指定のものをきちんと着用し、加工は禁止する。
- (2) ブラウス・リボン・ネクタイは学校指定のものをきちんと着用する。

2 スカート・スラックス

学校指定のものをきちんと着用し、加工は禁止する。

3 靴下

学校指定のものとする。ただし、実習・体育においては以下の規定に沿って履き替えることを許可する。色は黒・紺・白の1色のみのソックスとする。(ワンポイントは可。ラインや絵柄が入ったものは不可。)

- 4 ストッキング
肌色で無地のものとする。
- 5 靴
学校指定の形のものをきちんと着用する。
- 6 その他
 - (1) 靴は学校指定のものとし、いっさい手を加えない。
 - (2) 冬季のセーターは、学校指定のものとする。

Ⅲ その他

- 1 通常の学校での活動に不必要なものは原則として身につけたり持ち込んだりしない。
- 2 化粧やピアス・指輪等の装飾は禁止とする。また爪を伸ばしたり装飾することも禁止する。
- 3 日焼け止めやリップクリームなど、健康上の目的で使用する場合は無色のものを原則とする。
- 4 マフラー・ネックウォーマー・手袋については12月から2月を目安として登下校時のみ着用を許可する。尚、本校生徒としての品位を損なわないよう、安全に留意し着用すること。
- 5 コート及び防寒用の帽子については許可を受けたものを前項に準じて着用してもよい。
- 6 夏期の陽ざしを避けるため、登下校時に実習帽を着用してもよい。また、アームカバー・日傘の使用も許可する。
- 7 衣替えは健康状態や気候に合わせて適切な時期に行う。

頭髪について

常に清潔に保ち、男女とも高校生らしい髪型を心がけるものとする。
髪型の加工（ドライヤーをはじめとする各種器具の使用によるもの・各種整髪料の使用によるもの・パーマ等によるもの）は禁止する。その他異形・染色・脱色・着色等も禁止する。

Ⅰ 男子

- 1 自然な状態で
 - 前 眉をこえない。
 - 後 襟にかからない。
 - 横 耳にかからない。
- 2 剃りこみは禁止。（まゆ・ひたい等）
- 3 その他
上記の他、不自然で高校生らしくないものは禁止とする。

Ⅱ 女子

- 1 自然な状態で
 - 前 眉をこえない。
 - 後 肩と肩を結ぶ線よりも長くなったら切るか、必ず結ぶか編む。
- 2 剃り込みは禁止（まゆ等）。
- 3 ヘアゴム・ヘアピンに限り許可する。
ヘアゴムはゴムのみで付随的な飾りは禁止。色は黒・紺・茶・グレーを基本とする。
- 4 その他
上記の他、不自然で高校生らしくないものは禁止とする。

Ⅲ その他

科目により衛生・危険防止等の面から別途指導することがある。

礼儀・言語・動作

- 1 礼儀をわきまえて高校生の誇りを保つように心掛ける。
- 2 校内外であいさつを励行する。
- 3 職員室等では入退室のマナーを守り用件をはっきりと伝える。
- 4 正しい言葉づかいを心掛け、隠語や流行語をみだりに使わない。

校内心得

- 1 校内では常に静粛を守り、歌や口笛など謹む。
- 2 集合は時間を厳守し、敏速に規律正しく行う。
- 3 運動用具・実験器具・農具・図書等の取り扱いを丁寧にし、返納・後始末を確実にし、誤って破損した場合は必ず担任又は係教師に届ける。
- 4 貴重品・金銭の貸借は絶対にしない。
- 5 事務室窓口での下記の手続等は 8:30～17:00 の間に行うこと。

記

授業料 学校徴収金 在学証明書 通学証明書

以上

- 6 校舎・家畜・樹木等は愛護する。
- 7 在校時間中は勝手に校外に出ない。
- 8 校内での携帯電話・スマートフォン等の使用は禁止する。

校外心得

- 1 交通道德を守り安全に歩行する。特に歩きながらスマートフォン等を操作するなどの危険行為を慎む。
- 2 登下校時に友人宅や飲食店・ゲームセンターなどに立ち寄らない。
- 3 待合室・船車中では混雑を避け不謹慎な行動をしない。
- 4 鉄道線路その他学校等で禁止した区域は事情の如何に問わず通行しない。
- 5 夜間外出は午後 8 時までとする。
- 6 外泊は禁止する。やむを得ない場合は保護者の承諾を得て学校に連絡する。
- 7 交友関係に注意し、特に男女間の交際は節度を保ち、お互いの人格を尊重する。
- 8 公共施設に対しては規則をよく守り独占・損傷を避け美化をはかる。
- 9 競技場等での観戦や応援はマナーを守って本校生徒としての品位を損なうことのないよう注意する。

諸願及び諸届について

- 1 次のときは担任を経て校長に願い又は届けを出さなければならない。
 - (1) 遅刻・早退・忌引など
 - (2) 住所・氏名・保護者・保証人等移動又は変更
 - (3) 遠地旅行・アルバイト・集会・合宿・対外試合・応援・受験など
 - (4) 休学・復学・転校・退学等
 - (5) 異装
 - (6) 鉄道割引券を受けるとき
 - (7) 授業料諸納金をやむを得ず延納しなければならないとき。

- 2 登校から下校までの間にやむを得ず外出しなければならないときは予め担任に届け出て許可を受ける。
- 3 金銭・物品等の遺失拾得は速やかに担任に届け出る。
- 4 忌引きは次の基準による。

(1) 父・母	7日以内
(2) 祖父母・兄弟姉妹	3日以内
(3) 曾祖父母・伯叔父母	1日
(4) その他（同居の親族）	1日

アルバイトについて

長期休業中に限り、所定の手続きを行った者で条件を満たす者のみ許可するものとする。アルバイト報告書を記入し、終了後に提出する。

1 許可の条件

- (1) 欠点科目がないこと。
- (2) 時間外総合実習に支障がないこと。
- (3) 容儀検査での合格が常でないものは、アルバイトの許可をしない。また、許可者に関しては、許可を取り消す。
- (4) 保護者・アルバイト先からの許可願いが提出期限までに提出されていること。
- (5) バイク・車を使用しないもの。
- (6) 前回の許可者については、アルバイト報告書が提出されたもの。
- (7) 20:00までに帰宅できること。20:00までの業務については、要保護者迎え。
- (8) 以下の職種については許可しない。
 - ①重量物の取扱いの業務
 - ②運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
 - ③ボイラー・クレーン・2トン以上の大型トラック等の運転又は取扱いの業務
 - ④深さが5メートル以上の地穴及び土砂崩壊のおそれのある場所における業務
 - ⑤高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
 - ⑥足場の組立等の業務
 - ⑦大型丸鋸盤又は大型帯鋸盤に木材を送給する業務
 - ⑧感電の危険性が高い業務
 - ⑨有害物又は危険物を取り扱う業務
 - ⑩著しく塵埃等を飛散し、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉塵等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
 - ⑪著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
 - ⑫酒席に侍する業務
 - ⑬特殊の遊興的接客業（バー・キャバレー・クラブ等）における業務
 - ⑭坑内における労働等
 - ⑮その他、労働基準法第6章 年少者（第56条～第64条）に準ずる。

2 長期休業中以外のアルバイトについて

保護者を通じて申し出があった場合、担任、保護者、生徒、その他関係職員で事情を把握した上で許可願いを提出し、生徒指導部会で家庭の状況・成績・生活面等を審議したうえで校長が判断し許可することもある。なお、この場合について、期末考査において欠点が出た場合、次の定期考査で解消されるまでアルバイトを中断する。

運転免許について

原則として在学中の運転免許取得は禁止するが、家庭の事情等によりどうしても必要な者については以下により許可することがある。

- 1) 小型特殊（以下小特）について
保護者の申し出により受験を許可する。
- 2) 原動機付自転車（以下原付）について
保護者の申し出により、遠距離通学生(最寄りのバス停・駅まで4km以上)で、交通の便が極端に悪い場合は、審議の上校長の判断により許可する。
- 3) 自動二輪について
原則として許可を認めないが、卒業後の進路を考慮し、普通免許取得に準じ自動車学校入校を認める場合もある。
- 4) 普通免許・準中型免許について
3学年次2学期中間考査後、条件を満たす者に限って自動車学校への入学を許可する。ただし、自動車学校卒業後の運転免許試験場での学科試験受験は原則として本校卒業後とする。
また、自動車教習所への入校あるいは、運転免許試験場（大村市）等への直接受験についても原則として本校卒業後とする。
- 5) 各種免許受験・自動車学校への入校について
以下の条件を満たす者で、所定の手続きをとること。
 - (1) 小特受験について
 - ①条件
 - ・運転免許受験許可願を提出する。
 - ・制服で受験に行く。
 - ②許可日
 - ・長期休業中で総合実習等出校の必要の無い日（1年生の夏休みより）
 - ③手続き
 - ・運転免許受験許可願の提出
 - ・受験許可証の発行
 - ・受験・運転免許取得
 - ・生徒指導部への免許提示
 - (2) 原付受験について
 - ①条件
 - ・交通違反・事故歴がないこと。
 - ・学業不振（欠点科目を有する）でなく、かつ出席常であること。
 - ・時間外総合実習の欠課がないこと。
 - ・諸納金の滞納がないこと。
 - ・運転免許受験許可願が提出されること。
 - ・制服で受験に行くこと。
 - ・学校に原付の登録番号を申し出でること。
 - ・原付の貸借・売買は禁止する。
 - ・道路交通法を遵守すること。
 - ・原付の使用は自宅より最寄りの駅・バス停迄とし、駐輪場所を確保するとともに、盗難防止の措置を講ずること。
 - ・指定された期日・場所において安全運転講習を受講すること。
 - ②受験日
 - ・長期休業中で総合実習等出校の必要の無い日（1年生の夏休みより）
 - ③手続き
 - ・原付通学許可願の提出
 - ・保護者・生徒と担任の3者面談

- ・担任・係による実地検分
- ・運転免許受験許可願の提出
- ・生徒指導委員会
- ・受験許可証の発行
- ・受験・運転免許取得
- ・生徒指導部への免許提示
- ・生徒指導部への原付の登録番号報告

(3) 自動車学校への入学の場合

①条件

- ・就職先での使用、卒業後の通勤・通学、卒業後に普通免許取得が容易でない等、普通免許を取得する必要があること。
- ・原則として悪質な交通違反歴・無免許運転歴・無届免許取得歴の無いこと。
- ・1学期末考査に欠点科目の無い者。以後の定期考査についても同様とし、欠点科目が出た場合いったん通学を差し止め、次の定期考査で解消された時点で所定の手続きの後、再通学を認める。進路内定者で、赴任・入学前の取得が困難なものについては考慮する。
- ・時間外総合実習を優先し、その欠課が無いこと。欠課が出た場合その時点から補充が完了するまで通学を差し止める。
- ・諸納金を滞納していないこと。
- ・自動車学校通学希望者はその説明会に必ず参加すること。
- ・通学時の遵守事項を守ること

②通学時の遵守事項

- ・自動車学校への通学は制服とする。服装、髪等に違反のある者は、改善されるまで通学出来ない。
- ・長崎県運転免許試験場（大村市）等への学科受験は卒業式後とする。
（自動車学校の卒業証明書は卒業式終了まで自動車学校で保管する）
- ・学校日課に支障がないこと。
- ・定期考査期間とその準備期間（7日前）は通学を禁止する。また農業文化祭1週間前から終了日までは、通学を認めない。

③許可日

- ・第3学年の第2学期中間考査最終日以降

④手続き

- ・保護者・生徒の申し出
- ・自動車学校通学許可願の提出
（担任・係・主任・教頭・事務長・校長の許可）
- ・許可証の発行
- ・入学・通学
- ・自動車学校卒業証明書の自動車学校保管
- ・卒業式終了後に自動車学校卒業証明書を返却

自転車通学について

通学に自転車を使用するものは、その区間を問わず自転車通学届を提出しなければならない。